~ 応急仮設住宅(建設型)について~ (令和6年能登半島地震による被災者の皆様へ)

R6. 4. 9 版 **各域**

令和6年能登半島地震に伴う住居の全壊等により、居住する住宅の確保が困難となり、 災害時に災害救助法の適用地区に居住している者

〇要件

災害時におい て、石川県(災 害救助法の適用 を受けた市町) に居住する者

自らの資力を以てしては住宅を確保することができず、下記いずれかの要 件を満たす者

- 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者
- ・半壊(「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。)であっても、住宅として再 利用できず、やむを得ず解体を行う者
- 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、 電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受け ているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める者
- 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要す る期間が1か月を超えると見込まれる者(半壊以上の被害を受け、他の住 まいの確保が困難な者に限る。)
- その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者

〇お申し込み・入居

市町へ申し込みをしてください。

仮設住宅が完成次第、順次入居できます。入居する地区及び順序は市町で調整し、入居 決定をします。

〇入居期間

団地完成日から原則2年以内

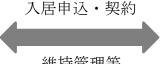
※恒久的な住まいの確保後や断水等のライフラインの復旧後に速やかに退去する必要があります。

〇入居者が負担する経費

- 光熱水費、引越費用、共益費、自治会費
- ※家賃、駐車場、建物管理費は無料です。
- ※生活必需品の支給制度のほか、洗濯機・冷蔵庫・テレビといった生活家電の支援措置もあり ますので、仮設住宅のある各市町担当窓口にご相談ください。
- ※このほか、入居者の故意、過失による損壊に対する修繕費等は入居者負担になります。

〇建設型応急仮設住宅に係る手続き

被災者



市・町

維持管理等

〇お問い合わせ先 〈制度関連に関すること(災害時に居住する各市町担当窓口)〉

市町名	担当課	連絡先
七尾市	都市建築課	0767-53-8429
輪島市	まちづくり推進課	0768-23-1156
珠洲市	環境建設課	0768-82-7756
羽咋市	災害復興推進室	0767-22-7156
内灘町	都市建設課	076-286-6710
志賀町	住宅支援制度窓口	070-1523-8403 / 080-7359-8554
中能登町	土木建設課	0767-72-3921
穴水町	地域整備課	0768-52-3660
能登町	建設水道課	0768-62-8523

(裏面に続きます)

応急仮設住宅(建設型)の仕様

〇住宅の規模

1~2 人用(20 ㎡)、2~3 人用(30 ㎡)、4~6 人用(40 ㎡)のタイプがあります。

〇住戸の仕様

◆所要室………洋室、台所、洗面所、浴室、トイレ、物干し場等

◆住環境への配慮……寒冷地仕様(断熱材、窓は二重サッシ等)

風雨への備えとして玄関に風除室設置

1室にエアコン(冷暖房)を設置

◆バリアフリーへの配慮……玄関前にスロープを設置し段差解消

部屋間の段差解消

(洗面室、浴室等に段差あり 手すり設置)

段差に手すりを設置

◆設備······· ガス給湯器を設置

洋式トイレ(暖房便座)を設置

〇その他

※車いす利用者・来客・福祉車両用駐車スペースを確保

※駐車スペースは砕石敷き(車いす利用者用はアスファ

ルト舗装)

◆集会施設………団地のコミュニティや高齢者の見守り等に配慮した

場所に設置

◆水道・下水道………断水している地域は給水車による補給、下水が通っ

ていない地域は浄化槽により処理

※団地計画の都合上、すべてが設置されるわけではありません。

〇参考写真





